

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人雲南広域福祉会

目 次

I	基本方針	P 1
II	法人運営	
1.	各種会議の開催	P 3
2.	監査の実施	P 3
3.	計画的な職員採用	P 3
4.	利用者の人権尊重、苦情解決	P 3
5.	事業経営の透明性の確保	P 3
6.	役職員の研修、教育	P 3
7.	防災意識の高揚	P 3
8.	福祉団体への支援	P 3
9.	関係機関との連携	P 4
10.	実習生の受入れ	P 4
III	主要事業	
1.	障がい者の総合支援	
(1)	就労支援事業所の経営（しゃぼん玉工房）	P 4
(2)	生活介護事業所の経営（にじいろ）	P 4
(3)	共同生活援助(介護サービス包括型)事業所の経営（レインボーハイツ）	P 5
(4)	特定相談・障害児相談・一般相談の指定相談支援事業所の運営と一市二町 相談支援事業の受託、高次脳機能障がい者支援事業の圏域相談支援拠点 の受託実施（そよかぜ館）	P 5
(5)	障害者就業・生活支援センター事業の受託実施（アーチ）	P 5
(6)	地域活動支援センター I 型事業・地域生活支援事業の受託実施 （パレット）	P 5
2.	障がい児の発達支援とデイサービス	
(1)	多機能型事業所の経営（さくら教室）	P 6
IV	各事業所の実施計画	
・	就労支援事業所しゃぼん玉工房事業実施計画	P 7
・	生活介護事業所にじいろ事業実施計画	P 11
・	共同生活援助(介護サービス包括型)事業所グループホーム レインボーハイツ事業実施計画	P 13
・	指定相談支援事業所そよかぜ館事業実施計画	P 15
・	雲南障がい者就業・生活支援センターアーチ事業実施計画	P 18
・	地域活動支援センターパレット事業実施計画	P 20
・	児童発達支援事業所さくら教室事業実施計画	P 23

令和4年度 社会福祉法人 雲南広域福祉会 事業計画書(案)

I 基本方針

国においては、障害者総合支援法の一部改正法（平成28年5月成立）が、平成30年4月から完全施行され、障がい福祉サービスを経営する社会福祉法人には、多様なニーズに対するより柔軟で適切な対応が求められるようになった。

今回の改正法では、一般就労に移行した障がい者に生活面の支援を行う「就労定着支援事業」や、一人暮らしの障がい者の理解力、生活力等を補うための支援を行う「自立生活援助事業」が新設されると同時に、高齢障がい者の介護保険サービスへの円滑な利用や重度の障がい者が入院時に重度訪問介護サービスを利用できるようにする等、障がい者の高齢化・重度化にも重きをおいた内容が示された。

こうした中で、私たちは「障がい者（児）支援 第3次中期事業計画」（平成30年度～平成34年度）を策定し、障害者総合支援法の一部改正法により創設された新サービスの中から、「就労定着支援事業」及び「自立生活援助事業」等の新たな実施について、検討することなどを盛り込んだ。

しかしながら、各事業所における利用者は、計画人数を下回っており、報酬改定（平成30年度・令和3年度）の影響も含めて、給付費収入の減少となり、人件費や事務費の支出の削減に努めているが、法人の経営は財政的に厳しい状況に直面している。更には、職員の退職等により職員確保にも影響が生じており、第3次中期事業計画に沿った法人の経営戦略については、現状として厳しい状況となっている。

当法人においては、「みんなの権利が守られ、未来ある人生を自分で選び、幸せを追い求められるよう、共に行動します」という基本理念や基本方針の下に、働きがいがあり、かつ働きやすい魅力ある職場づくりを追求し、以下1～4に示す各事業に取組み、障がい児・者一人ひとりが希望する暮らしの実現に向けて支援し、障がい福祉の増進と地域共生社会の実現に向けた取組みを積極的に展開する。

1. 個別給付サービスの充実と、地域のニーズに応じた特色ある福祉サービスの提供

第1に、就労支援事業所しゃぼん玉工房を経営し、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業、就労定着支援事業を通して一般就労に向けての支援や福祉的就労の継続支援、一般就労後の生活面等の支援を行なう。

一般就労のニーズに応える就労移行支援事業は、圏域内では唯一の事業所であり、当法人の通所福祉サービスの特色ある活動として取り組む。

就労継続支援B型事業では利用者工賃の更なる向上を目指し、農作業では、市内給食センターへの野菜出荷、及び農福連携による加工用トマトの栽培を行い、安定供給を目指し収量確保に努める。また、行政機関への営業を強化し、市内学校等で使用される衣類等のクリーニング、また、清掃業務、除草作業等の拡大に取り組む。

就労定着支援事業では、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所や家族等との連絡調整等の支援を行なう。

第2に、生活介護事業所にじいろを経営し、常時介護等の支援が必要な重度障がい者や高齢障がい者の社会参加や生産活動の機会を提供する。

第3に、共同生活援助事業所グループホームレインボーハイツでは4ヵ所のユニットを経営する。各利用者一人ひとりのニーズに応じた支援を行い、健康管理や余暇支援、就労継続支援を初め、共同生活を安心して送ることができるよう生活支援を行う。

第4に、多機能型事業所さくら教室を経営し、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を通して就学前の児童及び学齢期の児童・生徒の発達支援に取り組む。

第5に、相談支援事業所そよかぜ館では、福祉サービスを利用する障がい児・者のサービス等利用計画を作成する。また、長期入院や施設入所から地域生活への移行支援や地域生活に定着できるよう連絡体制の確保や緊急時対応等の支援を行なう。

2. 総合相談、専門相談の実施

第1に、相談支援事業所そよかぜ館においては、精神障がい、知的障がい、身体障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病及び児童等の幅広い対象者からの相談に応じる。

また、雲南圏域一市二町から市町が行う障がい者相談支援事業を受託するとともに、島根県から高次脳機能障がい者支援事業の圏域相談支援拠点としての事業を受託するなど、様々な障がいのある方の相談と生活支援を行う。

第2に、雲南障がい者就業・生活支援センターアーチにおいては、島根労働局及び島根県から事業を受託して、障がい者及び事業主双方からの相談に応じ、職業準備段階から就職・職場定着に至るまでの就業面・生活面について一貫した支援を行う。

3. 創作・生産活動、交流活動、地域啓発活動、コミュニケーション支援の実施

第1に、地域活動支援センターパレットでは雲南圏域一市二町から地域活動支援センターI型事業を受託し、日常的な創作活動や生産活動の実施や広域的交流活動の実施、障がい当事者の自主活動支援等を行う。

また、「地域社会における共生」の理解促進に向けて、ボランティアとの連携や地域啓発活動に取り組む。特に、週末も開所して、利用者のニーズに応える。

第2に、雲南圏域一市二町から受託して手話通訳者設置、手話通訳者等派遣コーディネートを行う。

4. 新型コロナウイルス感染防止対策の実施

新型コロナウイルス感染症については、全国的にオミクロン株の感染によって、引き続き収まっておらず、国において、新型コロナワクチン接種の3回目が進められている。

そういった中で、引き続き感染防止対策を徹底しながら、今後の感染状況を踏まえた上で、各事業所において事業を進めていくこととなり、今後の感染状況によっては、行事・活動・会議等において、中止・延期・縮小することがある。

II 法人運営

1. 各種会議の開催

理事会、評議員会、政策運営会議、管理職会議、所長会議、職員会議等を開催する。消防防災対策部会や研修委員会等の各種部会や委員会を置き、事業を円滑に進める。また、1市2町に対し、連携を強めるために定期的に会議を行うことを呼びかける。

2. 監査の実施

監事による監査の実施、財務担当理事による内部経理監査を実施する。

3. 計画的な職員採用

職員採用計画を作成し、計画的に職員採用、職員配置を行う。

4. 利用者の人権尊重、苦情解決

- 1) いかなる時も利用者の基本的人権を尊重して業務に従事し、虐待防止マニュアルを指針として利用者の支援にあたる。
- 2) 個人情報保護規程に基づき当会が所有する個人情報の適正な取扱いに努める。
- 3) 日頃から利用者の意見を傾聴し、相互の信頼関係を構築するとともに、苦情解決にあたっては、苦情解決実施要領に従って対応し、公平誠実に解決にあたる。

5. 事業経営の透明性の確保

- 1) 現況報告書・財務諸表等の情報をホームページを活用して公表する。
- 2) 利用者からの苦情に対して苦情解決実施要領に基づき苦情解決に努め、結果の公表を希望される方に対しては施設内に掲示して公表する。
- 3) 広報誌やホームページを活用して、情報提供、情報公開を行う。

6. 役職員の研修、教育

- 1) 役職員研修・教育実施要綱に基づいて計画的に教育、研修を行う。
- 2) 法人、施設の適正な経営と円滑な事業推進の力量形成に努める。
- 3) 職員の資質向上と働く意欲の高揚を図るため、職務を通じての研修や施設内の研修を実施するとともに外部研修への積極的参加や自己学習の推進に努める。

7. 防災意識の高揚

- 1) 消防・防災計画に従って対応し、日常点検により火災予防に努め、非常時に冷静な行動をとることができるよう避難訓練を実施する。
- 2) 日頃から防災意識を持ち、災害時の緊急対応、家族の援助が受けられない地域生活者等の安否確認、避難支援等を行う。

8. 福祉団体への支援

- 1) 団体の自主性を尊重し、効率的な運営ができるよう事務局を担当して支援する。
事務局を担当する団体：雲南障がい者スポーツ協会、
精神障がい当事者会サークル雲南

9. 関係機関との連携

- 1) 他法人が運営する就労継続支援B型事業所と共同して作業に取り組む。
- 2) 雲南圏域障がい者総合支援協議会に参加し、情報共有や課題検討等を行う。
- 3) アーチ、そよかぜ館、パレット等で実施する事業を通して、広域的なネットワーク会議や学習会を開催し、障がい者福祉推進のネットワークを構築する。
- 4) 雲南市社会福祉法人連絡会を通して、社会貢献事業などを行い、地域福祉の増進に努める。

10. 実習生の受入れ

- 1) 精神保健福祉士及び社会福祉士資格取得のための施設実習を受入れる。
- 2) 医療・保健・福祉系学生や研修医の体験実習、ボランティア養成研修等に協力する。

III 主要事業

1. 障がい者の総合支援

(1) 就労支援事業所の経営（しゃぼん玉工房）

- 1) 就労移行支援事業では、一般就労を希望する利用者に対して就労に向けた支援を行う。
 - ①事業所内外での生産活動や企業・関係機関での職場実習を通して、就労に関する適性や配慮を要する点等のアセスメントを行う。
 - ②就労勉強会や生産活動を通して、就労に必要な知識・技術・マナー等を身につけ、体力や意欲の維持向上に取り組む。
 - ③就労定着支援事業の利用者との交流会を設け、就職への意欲増進を図る。
- 2) 就労継続支援B型事業では、一般企業での就労が困難な利用者には生産活動の機会を提供する。
 - ①農作業での収量確保やクリーニング、清掃業務、除草作業等の作業増に取組み、工賃向上を図る。
 - ②働く準備ができた利用者に対し、就労に向けた支援を行う。
 - ③幅広い社会体験の機会を提供し、利用者の主体性を伸ばす支援を行う。
- 3) 就労定着支援事業では、一般就労に移行した障がい者に対し、就労に伴う生活上の支援を行う。
 - ①相談を通じて、生活面の課題を把握し指導・助言等の支援を行う。
 - ②関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行う。

(2) 生活介護事業所の経営（にじいろ）

- 1) 利用者が安心して安全に過ごすことができるよう、心身の状況や障がいの特性等を考慮し、日常生活上の支援・介護及び相談・助言を行なうとともに、活動内容を工夫し、利用者の拡大に取り組み利用ニーズに対応する。
 - ①創作的活動や生産活動を行い、生産活動では、収入増加に向けた検討を行う。
 - ②医療機関等との連携により、健康状態や身体機能・生活能力の維持・向上を図る。

(3) 共同生活援助(介護サービス包括型)事業所の経営 (グループホームレインボーハイツ)

1) 4カ所のユニットにおいて精神障がいや知的障がいのある方等に居住の場を提供し、一般就労や福祉サービス等の利用など、個々の目的で助け合いながら共同生活が楽しく送れるよう支援を行う。

①利用者の状況に応じて、身の清潔保持、健康管理、服薬管理、金銭管理、清掃や洗濯等の日常生活全般の援助や介護を行う。

②関係機関と連携し、個々の目的に応じた日常生活、就労生活が送れ、グループホームでの生活を通して、より多くの社会生活の体験ができるよう支援を行う。

(4) 特定相談・障がい児相談・一般相談の指定相談支援事業所の運営と一市二町相談支援事業の受託、島根県から高次脳機能障がい者支援事業の圏域相談拠点の受託実施 (そよかぜ館)

1) 特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者として雲南市の指定を受け、障がい福祉サービスを利用する方が希望する生活を営むことができるようサービス等利用計画を作成し、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う。

2) 一般相談支援事業者として島根県の指定を受け、精神科病院の長期入院者や施設入所者が地域生活へ移行できるよう地域移行支援計画を作成し、地域生活への移行後も地域に定着できるよう支援する。

3) 雲南圏域一市二町が実施する相談支援事業を受託し、希望する暮らしの実現に向けて、身体障がいや精神障がい、知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等がある方、児童やその他ひきこもり等により社会参加が困難になっている方や家族等から生活全般に係る相談に応じる。

(5) 障害者就業・生活支援センター事業の受託実施 (アーチ)

1) 島根労働局及び島根県の指定を受け、障害者就業・生活支援センター事業を実施し、職業生活を安定的に送ることができるよう、就業面と生活面の双方から支援を行う。

2) 障がい者からの相談に応じ、就職に向けての準備支援、就職活動の支援、職場定着に向けた支援や健康管理、金銭管理等の生活面の支援を併せて行う。

3) 事業主からの相談に応じ、障がい者雇用に関する相談や就職後の雇用管理等への助言や調整を行う。

4) 圏域内の障がい者の一般就労が進むよう、関係機関等のネットワークを構築する。

(6) 地域活動支援センターI型事業・地域生活支援事業の受託実施 (パレット)

1) 雲南圏域一市二町が実施する地域活動支援センターI型事業を受託し、基礎的事業と機能強化事業を実施する。

2) 基礎的事業では、障がい福祉サービスに繋がりにくい方や障がい福祉サービス利用までの準備期間として利用を希望する主として、精神障がいや知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等のある方やひきこもり等により社会参加が困難になっている方に、活動の機会や憩いの場を提供し軽作業や創作的活動を実施する。

- 3) 機能強化事業では、専門職員を配置し、地域交流や学習機会を提供し、当事者の仲間づくりや主体性の高揚を支援する。
 - ①週末も開所することで、週末しか利用できない方や当事者の自主活動の機会を提供する。
 - ②家族や当事者団体への支援、ボランティア育成、住民への啓発活動等を行い、障がいのある方が暮らしやすい地域づくりを推進する。
- 4) 雲南圏域一市二町が実施する地域生活支援事業を受託し、身体障がいのある方で社会参加が困難な方を対象に、地域交流や文化芸術活動等の社会参加の機会を提供する。
- 5) 手話通訳者設置事業及び手話奉仕員派遣事業等を雲南圏域一市二町から受託し、聴覚障がい者等のコミュニケーション支援と社会参加の促進を図る。

2. 障がい児の発達支援とデイサービス

(1) 多機能型事業所の経営（さくら教室）

- 1) 児童発達支援事業では、障がいのある就学前の児童に対し、日常生活動作や集団生活への適応訓練等の療育活動を行う。
- 2) 放課後等デイサービス事業では、学齢期の児童・生徒に対し、放課後や休暇中のデイサービスを行う。
- 3) 保育所等訪問支援事業では、保育所や幼稚園等への訪問を通して、保育所や幼稚園等に在籍する児童が集団生活に適応できるよう児童本人及び保育士等スタッフに対する支援を行う。
- 4) 雲南市から障がい児通園（デイサービス）事業を受託し、障がい福祉サービス利用の有無に関わらず、療育、季節行事、交流活動等を通して、在宅障がい児や保護者等の支援を行う。
- 5) 島根県から療育支援事業を受託し、障がい福祉サービス利用に繋がっていない在宅障がい児等の支援について、訪問や外来等の方法により、療育的見地からの相談に応じる。
- 6) 雲南圏域一市二町が実施する日中一時支援事業を受託し、家族の負担軽減を図る。

令和4年度就労支援事業所しゃぼん玉工房事業実施計画(案)

1. 事業の基本方針

- 1) 障害者総合支援法に基づく就労支援事業所として、障がいのある方が希望する暮らしの実現に向けて日常生活や社会生活を営むことができるよう、就労継続支援B型事業、就労移行支援事業、就労定着支援事業、を実施する。
- 2) 障害者総合支援法に基づく指定就労継続支援B型事業者として、一般企業での就労が困難な利用者に生産活動の機会を提供する。また、一般就労への意欲が高まり、基礎的な体力やリズムの整った利用者に対しては、必要に応じて就労支援を行う。
- 3) 障害者総合支援法に基づく指定就労移行支援事業者として、一般就労を希望する利用者に対して就労に向けた支援を有期限（2年）で行う。
- 4) 障害者総合支援法に基づく指定就労定着支援事業者として、就労移行支援事業等を利用し就職した利用者に対し、就職後の生活面の課題等に対応できるよう、職場訪問や職場・家族・医療機関等の関係機関との連絡調整及び支援状況の共有を図り、就労定着に必要な支援を一定期間（3年）行う。

2. 事業所営業時間

営業時間 8：30～17：15

サービス提供時間 9：00～16：00（就労継続支援B型、就労移行支援）

9：00～17：00（就労定着支援）

営業日 月曜日～金曜日、その他事業所の定める日

（祝祭日、年末年始 12/29～1/3 を除く）

3. 職員体制

所長（管理者）	1名（兼務）
サービス管理責任者	1名（兼務）
職業指導員	5名（1名常勤、2名兼務、非常勤2名）
生活支援員	4名（兼務）
目標工賃達成指導員	1名（常勤）
就労支援員	1名（兼務）
就労定着支援員	1名（兼務）

4. 主な事業

（1）就労継続支援B型事業（定員24名）

- 1) 利用者が地域で自立した生活を実現するため、工賃向上及び地域との協働に取り組む。

①農作業では、市内各学校給食センターへの野菜出荷、及び福福連携による加工用トマトの栽培を行う。また、市内農産加工会社へ原材料としての野菜出荷を

行う。その他、雲南・出雲・大田圏域の小売店等を通して各地域の消費者に安心安全な農作物を提供する。

②障害者優先調達推進法のもと、市内学校等で使用される衣類等のクリーニング、また、清掃業務、除草作業等の受託作業の拡大に取り組む。

③作業環境の整備や作業手順の明確化・細分化等に取り組み、個々のニーズ、障がい特性、健康状態等に配慮した作業の場を提供する。

2) 働く準備ができた利用者について、就労移行支援事業等の情報提供やサービス変更の提案をする。

3) 利用者が希望する生活の実現に向け、6か月毎にサービス担当者会を行い、本人、家族、相談支援事業所等と、生活面や日中活動の課題や目標を共有し、方向性を統一して支援する。

4) 幅広い社会体験の機会を提供し、利用者の主体性の向上や協調性、エンパワメントを支援する。

①利用者の主体性や協調性を伸ばすため、「利用者ミーティング」を実施し、集団生活のあり方や対人関係の築き方等、身近なテーマについて利用者同士が話し合う場を持つ。

②社会研修等を実施し、利用者が普段出来ない体験の機会を提供するとともに、利用者同士の交流を図る。

5) 利用者確保に向けて、相談支援事業所等との連携を強化する。また、特別支援学校等に向けてPRを行う。

(2) 就労移行支援事業（定員6名）

1) 就職に向け、3か月毎にサービス担当者会を行い、本人、家族、各関係機関等と生活面・就労面の課題や目標を確認し、方向性を統一して支援する。

2) 利用者のニーズや適性に合う仕事に就職できるよう、施設内外での作業や教材を活用したアセスメントにより、個々の職業能力や特性、希望する働き方を把握する。

3) 基本的な就労生活に必要な生活リズムやスキルを獲得するため、施設内外での作業を提供する。

4) 就労に向けた支援プログラムを提供する。

①「ワークサンプル」を活用し、作業の正確性、スピード、集中力等の作業遂行能力や補完方法を把握する。

②「職場実習」を実施し、就労に必要な知識・技能を企業の中で学ぶ機会を提供する。

③「就労勉強会」を実施し、働く意義についての意識を深め、就労意欲の維持・向上を図るとともに、生活習慣やビジネスマナー、就労に必要な知識・技能獲得のための支援を行う。

- ④就労定着支援事業の利用者との交流会を設け、就職者の実体験を基に就職に向けて必要なことを学び、就職への意欲増進を図る。
- 5) 就労前準備が整った利用者に対し、関係機関と連携し求職活動のための支援を実施する。
- 6) 特別支援学校卒業者等の就労継続支援B型利用希望者に対し、就労アセスメントを実施する。
- (3) 就労定着支援事業
- 1) 雇用に伴い生じる日常生活、社会生活上での課題に対して、企業・自宅等への訪問や来所による面談等を行い、就労生活が継続できるよう支援する。
 - 2) 雇用された事業所での就労の継続を図るため、事業主、相談支援事業所、医療機関等との連絡調整及び、支援状況の共有を図る。
 - 3) 就労移行支援事業の利用者との交流会を設け、働く上での悩みや就職に向けて必要なこと等をお互いに共有することで、働くことへの意欲増進を図る。
- (4) 地域啓発・交流活動
- 施設まつりの開催や地域イベントへの参加等を通じ、地域住民との交流を積極的に行い、地域啓発を推進する。
- (5) 利用者の社会参加・活動機会の提供
- 施設外活動の実施や外部研修への参加等、通常の施設活動では得られない体験の機会を提供する。
- (6) 運営の公開と合意形成、関係機関との連携
- 1) サービス担当者会議の開催
 - 2) 工賃向上を目的とした、島根県障がい者就労事業振興センター、福祉サービス事業所、企業、行政等との連携
 - 3) 職場体験実習等、利用者の就労支援の実施を目的とした、就業・生活支援センターとのケース検討の開催
 - 4) 利用者確保を目的とした、相談支援事業所、特別支援学校等との連携
 - 5) 雲南圏域障がい者総合支援協議会（就労支援専門部会）への参画
 - 6) 雲南障がい者就労支援事業所協議会への参画
 - 7) 利用者家族へ事業説明の実施
 - 8) 法人ホームページによる情報公開、施設だよりの発行
- (7) 実習生の受け入れ
- 1) 特別支援学校生徒等の体験実習を受け入れ、生徒が卒業後の進路を検討する機会を提供する。
 - 2) 小・中学生や高校生の職場体験、大学等学生の臨床研修・現場実習等を受け入れ、障がい福祉に関する学習の場を提供する。
- (8) 利用者の虐待防止及び身体拘束の廃止・苦情解決
- いかなるときも利用者の基本的人権を尊重して業務に従事し、虐待防止及び不当

な身体拘束の廃止に努める。

また、日頃から利用者の意見を傾聴し、相互の信頼関係を構築するとともに、苦情解決にあたっては当会苦情解決実施要領に従って対応し、第三者委員会を設置して公平誠実に解決にあたる。

(9) 非常災害対策

消防計画に従って対応し、日常点検により火災予防に努め、非常時に冷静な行動がとれるよう避難訓練を実施する。

日頃から防災意識を持ち、災害時の緊急対応、家族の援助が受けられない地域生活者等の安否確認、避難援助等地域資源としての役割を果たす。

(10) 職員の研修

職員の資質向上を図るため、研修への積極的参加や自己学習の推進、施設内の研修を企画する。

令和4年度生活介護事業所にじいろ事業実施計画（案）

1. 事業の基本方針

- 1) 障害者総合支援法に基づく生活介護事業所（定員20名）として、常時介護等の支援が必要な障がいのある方が、希望する暮らしの実現に向けて日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する。
- 2) 生活等に関する相談に応じ、必要な日常生活上の支援を適切に行う。
- 3) 創作的活動又は生産活動等の機会を提供し、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。
- 4) 医療機関やその他の関係機関との連携により、身体能力や生活能力の維持・向上のための支援を行う。
- 5) 地域で行われる催事等に積極的に参加し、地域との交流や外出の機会を提供する。

2. 事業所営業時間

営業時間：9：00～16：00

営業日：月曜日～金曜日、その他事業所の定める日
（除祝祭日、年末年始 12/29～1/4）

3. 職員体制

所長（管理者）	1名（兼務）
サービス管理責任者	1名（兼務）
生活支援員	3名
看護師	1名（非常勤）
医師	1名（非常勤嘱託医）

4. 主な事業

（1）利用者への援助・介護

1) 個別支援計画の作成

本人の希望や課題に基づき個別支援計画を作成する。相談支援事業所との共通認識を図り、サービス等利用計画と方向性を統一した支援を行う。

2) 日中活動支援

①生産活動

働くことで収入を得る喜び、役割・やりがいを持って、生活ができるように、製品組立や農作業等、生産活動の提供、また様々な作業種目を取り組んでもらえるように作業環境を工夫する。

②全体活動

全体活動では、施設内でのレクや共同での創作活動を行い、利用者同士の交流の機会とする。また、イベント参加・花見・外出などの行事や、研修・スポー

ツ大会等への参加等、通常の施設活動では得られない、新たな体験の機会を提供し、仲間同士の交流を図る。

③個別活動

個別活動では、生産活動や創作活動を行う。生産活動では、収入増加に向け作業種目の検討や作業環境の工夫を行う。創作活動では、障がい者アート展等への出展のための作品づくりや、個々の特性に応じた作品づくりを支援する。また年間を通じて外部から講師を招き、創作・芸術活動の充実を図る。

3) 健康管理

①検温・血圧測定等の健康チェックを行い、利用者の健康管理を支援する。また、顧問医が定期的に事業所へ往診し、利用者の健康管理を行う。

②軽スポーツや散歩等、体を動かす機会を設け、健康や体力の維持・向上を支援する。外部から講師を招き、口腔ケア教室や栄養・運動指導等を実施する。

4) 地域交流

地域で行われる催事等に積極的に参加し、地域交流や外出の機会を提供する。

(2) 地域啓発・交流活動

施設まつりの開催や地域のイベントへの参加等を通じ、地域住民との交流を積極的に行い、地域啓発を推進する。

(3) 運営の公開と合意形成、関係機関との連携

1) サービス担当者会議の開催

2) 相談支援事業所、行政、他の福祉サービス事業所等とのケース検討会等の開催

3) 医療機関との連携

4) 雲南圏域障がい者総合支援協議会（雲南圏域サービス管理責任者と相談支援専門員連絡会）への参画

5) 利用者家族への事業説明会の開催

6) 法人ホームページによる情報公開、施設だよりの発行

(4) 利用者の人権尊重・苦情解決

いかなるときも利用者の基本的人権を尊重して業務に従事し、虐待防止に努める。日頃から利用者の意見を傾聴し、相互の信頼関係を構築するとともに、苦情解決にあたっては当会苦情解決実施要領に従って対応し、第三者委員会を設置して公平誠実に解決にあたる。

(5) 非常災害対策

消防計画に従って対応し、日常点検により火災予防に努め、非常時に冷静な行動がとれるよう避難訓練を実施する。

日頃から防災意識を持ち、災害時の緊急対応、家族の援助が受けられない地域生活者等の安否確認、避難援助等地域資源としての役割を果たす。

(6) 職員の研修

職員の資質向上を図るため、研修への積極的参加や自己学習の推進、施設内の研修を企画する。

令和4年度 共同生活援助(介護サービス包括型)事業所 グループホームレインボーハイツ事業実施計画(案)

1. 事業の基本方針

- ・障害者総合支援法に基づくグループホーム(4ユニット)として、精神障がいや知的障がいがある方、その他の障がいのある方に居住の場を提供し、就労及び福祉サービス等の利用など、個々の目的で助け合いながら共同生活が楽しく送れるよう支援をする。
- ・利用者の身体、精神及び生活の状況に応じて、日常生活上の支援をする。また、一人暮らしを希望する利用者には、地域移行に向けて支援をする。
- ・関係機関と連携し、個々の目的に応じた日常生活、就労生活が送れるよう支援をする。
- ・グループホームでの生活を通して、より多くの社会生活の経験ができるよう支援をする。

2. 職員体制

所長(管理者)	1名(兼務)
サービス管理責任者	1名(兼務)
生活支援員	4名(2名常勤専任、1名常勤兼務、1名非常勤)
世話人	7名(2名常勤専任、2名常勤兼務、3名非常勤)

3. ユニット別支援の特徴

- 1) レインボーハイツ(定員10名)
精神症状の揺らぎが大きい利用者が、共同生活のルールの中で助け合いながら生活を送れるよう支援をする。
- 2) いいしハイツ(男性:定員5名)
男性利用者で構成し、共同生活のルールの中で助け合いながら生活を送れるよう支援をする。
- 3) こじょうハイツ(男性:定員6名)
男性利用者で構成し、共同生活のルールの中で助け合いながら生活を送れるよう支援をするとともに日常生活や就労生活の自立に向けてスキルアップができるよう支援をする。
- 4) はるひハイツ(女性:定員5名)
女性利用者で構成し、共同生活のルールの中で助け合いながら生活を送れるよう支援をするとともに日常生活や就労生活の自立に向けてスキルアップができるよう支援をする。

4. 主な事業

(1) 利用者への個別的援助・介護

- 1) 個別支援計画の作成
個別支援計画は、利用者の希望する生活や家族の意向、障がい特性等を踏まえ、提供するサービスの適切な支援内容等を関係機関と検討して作成する。
- 2) 日常生活支援
基本的人権を尊重し、個別相談やグループワークを通して、困りごと、心配ごと、対人関係等の支援をする。また、利用者の身体及び精神の状況に応じ、日常生活に役立つ技能が獲得できるよう支援するとともに日常生活が充実する必要な支援をする。さらに行事や買い物など様々な社会経験ができるよう支援をする。

3) 健康管理

「グループホームレインボーハイツの健康管理に関わる支援指針」に基づき、健康管理台帳により、基礎疾患や健診結果後の管理をするとともに感染症や食中毒等の予防に努める。また、急性傷病時は、一人ひとりの状況に応じて医療受診等の支援をする。なお、諸事情により、家族からの援助が受けられない利用者には、病状悪化時など家族に代わって入院時支援をする。

4) 食事・家事支援

朝夕の食事提供をする。また、家庭的な生活環境で日常生活が送れるよう調理、洗濯、その他家事など利用者と職員が共同で行い、個々の能力に応じた役割ができるよう支援をする。

5) 住環境整備

利用者が、共同生活できるよう生活環境の清掃や整理整頓、清潔保持の支援をする。

6) 日中活動・就労継続支援

福祉サービス事業所や一般企業等へ通所、通勤している利用者の日中活動や就労継続ができるよう、関係機関と連携して支援をする。

7) 体験利用

利用希望者が、施設利用を不安なく開始できるよう、事前に体験利用を受け入れる。また、入所施設や長期入院している方の地域生活への移行を支援する。

(2) 利用者の人権尊重・苦情解決

職員は、いかなるときも利用者の基本的人権を尊重して業務に従事し、虐待防止や権利擁護、事故防止に努める。また、日頃から利用者の意見を傾聴し、相互の信頼関係を構築する。苦情、意見等については、当会苦情解決実施要領に従って対応し、第三者委員会を設置して公平誠実な解決にあたる。

(3) 非常災害対策・緊急時対応

日常より火災予防に努め、非常災害等の緊急時に備え、消防防災計画、風水害・土砂災害防災計画に従い、避難訓練を実施する。また、夜間防災体制、緊急時連絡体制により、災害時や緊急時には利用者の安全確保に努める。

(4) 家族・関係機関との連携

家族、関係市町、医療機関、福祉サービス事業者、一般企業等と連携して支援をする。

(5) 地域交流

地域で開催される行事への参加や当会施設まつりの交流事業を通して地域交流をする。

(6) 運営の公開と合意形成

支援会議での説明やそよかぜだより、ホームページ等を活用して情報公開をする。

(7) 職員研修

職員の資質向上を図るため研修会の参加や自己学習、施設内研修等を実施する。

令和4年度指定相談支援事業所そよかぜ館事業実施計画（案）

1. 事業の基本方針

- 1) 雲南市、奥出雲町、飯南町が実施する相談支援事業を受託し、障がいのある方が希望する暮らしの実現に向けて、日常生活や社会生活を営むことができるよう生活全般に係る相談に応じる。家族からの相談にも応じる。
- 2) 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者として、また児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者として、障がい福祉サービスを利用する障がいのある方が日常生活や社会生活を安定して営むことができるよう相談に応じ、サービス等利用計画を作成し、障がい福祉サービス事業者等との調整を行う。
- 3) 指定一般相談支援事業者として、精神科病院の長期入院者や施設入所者の地域生活への移行を支援したり、地域生活が定着できるように支援を行う。
- 4) 島根県精神障がい者地域移行・地域生活支援事業（ピアサポーターの活用）を受託し、精神障がいのある当事者（ピアサポーター）が自身の経験を活かして、同じく精神障がいを抱える入院患者の退院に向けた支援ができるようにする。
- 5) 島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域相談支援拠点事業を受託し、高次脳機能障がいのある方やその家族からの相談に応じたり、関係機関からの相談に応じる。また、家族同士の交流の機会を設けたり、関係機関とのネットワーク構築に向けた取り組みを行う。
- 6) 相談支援にあたっては、チームアプローチを基本にし、関係機関との連携及び法人内においても職員の連携による丁寧な支援を行う。

2. 事業所営業時間

営業時間 : 午前9時～午後5時

営業日 : 月曜日～金曜日（除祝祭日、盆 8/13～8/15、年末年始 12/29～1/4）

営業時間外と休業日の緊急の相談：携帯電話で対応

3. 職員体制

所長（管理者）	1名
相談支援専門員	4名（3名専従、1名兼務）
相談員	1名（兼務）

● 専門職種の配置	
精神保健福祉士	1名
社会福祉士	3名
（うち1名精神保健福祉士兼）	

4. 主な事業

(1) 市町村相談支援事業を受託実施

1) 生活相談、就労相談

①そよかぜ館事業所内相談

- ・ 来所による面接相談や電話相談に応じる。
- ・ 時間外及び休館日の緊急相談については、携帯電話で対応する。

- ②訪問による相談
 - ③地域や関係機関へ出向いての相談
 - ・市町の担当課や関係機関と連携して実施する。
 - 2) 当事者のピアカウンセリングによる社会生活力の強化
 - 3) 家族からの相談・家族支援
 - ①個別相談
 - ②家族同士の交流の機会や家族を対象にした研修会の開催
 - 4) 雲南圏域障がい者総合支援協議会への参画
- (2) 指定特定相談支援事業所関係業務の実施
- 1) 日常生活全般の相談、サービス等利用計画の作成
 - ①ニーズアセスメント ②サービス等利用計画の作成 ③サービス担当者会議の開催 ④サービス提供事業者との調整 ⑤モニタリング
- (3) 指定一般相談支援事業所関係業務の実施
- 1) 地域移行支援計画の作成

精神科病院の長期入院者や施設入所者等が、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行う。

 - ①ニーズアセスメント ②地域移行支援計画の作成 ③担当者会議の開催
 - ④面接や同行支援 ⑤障害福祉サービスの体験的な利用・体験的な宿泊援助
 - 2) 地域定着支援計画及び台帳の作成

居宅において単身で生活する障害者等との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態への対処等を行う。

 - ①ニーズアセスメント ②地域定着支援計画及び台帳の作成 ③担当者会議の開催 ④常時の連絡体制の確保 ⑤緊急の事態への対処
- (4) 島根県精神障がい者地域移行・地域生活支援事業（ピアサポーターの活用）を受託
- ①個別支援：入院患者からの個別相談や同行支援等の必要な支援を行う。
 - ②集団支援：病院内のプログラム等へ参加したり、複数のピアサポーターとの交流による当事者としての体験を生かした支援。
 - ③ピアサポーターに対する支援：フォローアップ研修を雲南保健所と連携して実施する。定期的に意見や不安を聞く場を設ける。
- (5) 島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域相談支援拠点事業を受託実施
- 高次脳機能障がい者に対する医療から福祉までの連続したケアの提供体制の一環として、相談窓口として次の事業を行う。
- ①生活や就労等に関する相談
 - ②家族に対する学習や交流の場の提供
 - ③地域支援ネットワーク会議の開催
 - ④圏域研修会の開催

(6) 障害支援区分認定調査の受託実施

雲南市及び奥出雲町、飯南町が行う障害支援区分認定調査を受託実施する。

(7) 運営の公開と合意形成、関係機関との連携

- ① 高次脳機能障がい者地域支援ネットワーク会議の開催
- ② 雲南圏域障がい者総合支援協議会への参加
- ③ ホームページの活用やそよかぜだよりの発行

(8) 利用者の人権尊重・苦情解決

いかなるときも利用者の基本的人権を尊重して業務に従事し、虐待防止に努める。

日頃から利用者の意見を傾聴し、相互の信頼関係を構築するとともに、苦情解決にあたっては当会苦情解決実施要領に従って対応し、第三者委員会を設置して公平誠実に解決にあたる。

(9) 非常災害対策

消防計画に従って対応し、日常点検により火災予防に努め、非常時に冷静な行動がとれるよう避難訓練を実施する。

日頃から防災意識を持ち、災害時の緊急対応、家族の援助が受けられない地域生活者等の安否確認、避難援助等地域資源としての役割を果たす。

(10) 職員の研修

総合的な相談に応じることができるよう、職員の資質向上を図るため、施設外研修への積極的参加や自己学習の推進、施設内の研修を企画実施する。

また、法人内事業所と定期的な情報交換や事例検討等の機会を設け、職員のスキルアップを図る。

(11) 実習生の受け入れ

精神保健福祉士・社会福祉士資格取得のための施設実習を受入れる。

令和4年度雲南障がい者就業・生活支援センターアーチ事業実施計画（案）

1. 事業の基本方針

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の指定を受け、障害者就業・生活支援センター事業を実施する。
- (2) 雲南圏域における離職した障がい者や離職のおそれのある在職中の障がい者及び就業経験のない障がい者が自らの障がい特性や能力を受けとめ、職業生活を安定的に送れるよう障がい当事者に対し就業面と生活面の双方から支援を行うとともに事業主に対する支援を行い、障がい者の職業生活における自立を図る。
- (3) 障がい者の職業生活に関して関係機関、事業主等の理解を深める。

2. 事業所営業時間

- (1) 営業時間：午前9時～午後5時
- (2) 営業日：月曜日から金曜日（除祝祭日、8/13～8/15、12/29～1/4）

3. 職員体制

所長	1名（兼務）
主任就業支援員	1名
就業支援員	1名
生活支援員	1名
事務職員	1名（兼務）

4. 強化目標

障がいのある方への就労支援の充実を図るため、関係機関との連携によりニーズ発掘に努めるとともに、実習・就職先企業の開拓に積極的に取り組む。

5. 主な事業

(1) 障がい者及び事業主への就業支援

1) 就業面での支援

- ① 障がい者や事業主からの個別相談
- ② 職場実習や訓練等の斡旋
- ③ 事業主に対する障がい者の就職後の雇用管理への助言、調整
- ④ 働く仲間の交流会「ゆーとぴあ」の開催
 - i 雇用安定等事業在職者交流会（年2回）
 - ii 島根県障がい者の仕事と生活の両立支援事業（年5回）
- ⑤ 求職者のためのピアサポート活動の実施（年2回）

2) 生活面での支援

就業に伴う生活面の相談窓口を担い、他機関と連携の上、生活支援のコーディネートを行う。

(2) 運営の公開と合意形成、関係機関との連携

- 1) 個別支援会議の開催
- 2) 連絡会議の開催（年1回）

- 3) ネットワーク会議及び一般就労ワーキングの開催（各年2回、就労支援専門部会との合同開催）
- 4) 「雲南地域はたらく応援プロジェクト」の取り組み（就労系福祉サービス事業所への訪問による合同ケース検討会の開催や、サービス利用者の職場体験実習等、就労支援の推進）
- 5) 当事者、企業、関係機関を対象とした研修会等の開催
 - ① マナーアップ講座（適宜開催）
 - ② 就職ガイダンス（年1回）
 - ③ 就労学習会（年1回）
 - ④ 就労支援事業所職員研修会（年1回）
- 6) ハローワーク雲南との情報交換会の開催（月1回）
- 7) 東部発達障害者支援センターウィッシュとの情報交換会の開催（年3回）
- 8) 雲南圏域障がい者総合支援協議会への参画
- 9) 県内センター連絡会議、センター長会議への出席（年4回）
- 10) 他機関主催の会議等への出席（労働局・県主催会議、特別支援学校進路相談会他）
- 11) ホームページによる情報提供、広報紙の発行
- 12) 地域啓発交流事業の開催

（3）利用者の人権尊重・苦情解決

- 1) いかなるときも利用者の基本的人権を尊重して業務に従事し、虐待防止に努める。
- 2) 日頃から利用者の意見を傾聴し、相互の信頼関係を構築するとともに、苦情解決にあたっては当会設置の苦情解決実施要領に従って対応し、第三者委員会を設置して公平誠実に解決にあたる。

（4）職員の研修

職員の資質向上を図るため、研修への積極的参加や自己学習の推進、施設内の研修を企画する。

（5）非常災害対策

消防計画に従って対応し、日常点検により火災予防に努め、非常時に冷静な行動がとれるよう避難訓練を実施する。

日頃から防災意識を持ち、災害時の緊急対応、家族の援助が受けられない地域生活者等の安否確認、避難援助等地域資源としての役割を果たす。

（6）実習生の受入れ

精神保健福祉士等資格取得のための現場実習を受入れる。

令和4年度 地域活動支援センターパレット事業実施計画（案）

雲南市、奥出雲町、飯南町から以下の事業を受託し、実施する。

1. 事業の基本方針

○地域活動支援センター事業Ⅰ型・機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流事業などを行う。また、専門職員(社会福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域との連携調整や地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の活動を実施する。また、相談支援も併せて実施する。

○地域生活支援事業・コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業)

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、生活訓練、文化芸術活動、研修会、交流事業、地域啓発事業、スポーツ大会等を計画的に実施する。また、福祉の増進を図るとともに、安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざす。

2. 施設利用時間

開所時間：月～金曜日 午前9時～午後5時

日曜日 午前9時30分～午後4時

休館日：土曜日、第5日曜日、祝祭日、12/29～1/3

3. 職員体制

所長（管理者）	1名（兼務）
支援員	4名（専任2名・兼務2名）
手話通訳者	1名（専任）

●専門職種の配置
社会福祉士 1名

4. 主な事業内容

(1) 地域活動支援センター事業Ⅰ型(基礎的事業)・機能強化事業

主として精神障がいや知的障がい、発達障がいや高次脳機能障がい、引きこもり等で外出ができてにくい方を対象に社会参加の場として創作的活動や生産活動等の機会を提供する。活動を通して、集中して取り組むことや集団で過ごすことの体験や挑戦を通して、社会参加への自信と活力が高められるよう支援する。

1) 憩いの場（ピアサロン）の提供

個人での自由なくつろぎや、仲間同士での話し合いの機会を提供する。

2) 創作的活動、生産活動の提供

福祉サービスにつながりにくい方や、その利用までの準備期間として、利用希望する方を対象に「軽作業」「食事会」「茶道教室」「書道教室」「絵手紙教室」「創作活動」「パレットタイム」「パレットシアター」「卓球」「軽スポーツ」「茶話会(利用者ミーティング)」等各種プログラム活動を設け、創作的活動、生産活動(軽作業等)を提供する。

- 3) 相談支援や社会生活力トレーニングの実施
情動やストレスへの対処や他者との関わり方などについて、相談支援をする。また、ピアカウンセリング等を取り入れ、当事者自身が、持っている力を引き出したり、回復していくことを支援する。(エンパワメントの向上)。
 - 4) 地域交流活動や研修会の実施
プログラム活動やスポーツクラブ活動に地域の講師やボランティア、地域のサークル等の協力を得て、地域住民と交流をする。また、他事業所と連携して、広域的な当事者交流会の開催や奥出雲町や飯南町へ出向いての交流会を開催する。
 - 5) 週末開所の実施
週末も開所し、平日は、就労や福祉サービス事業所等を利用している方にピアサロンでの休息やピア活動、地域交流の機会を設け、当事者のエンパワメント、リカバリーを支援する。
 - 6) 当事者等団体への支援
「精神当事者会サークル雲南」、「雲南障がい者スポーツ協会」の事務局として、団体の自主性を尊重し、役員会、大会の開催や参加、例会、スポーツ活動、県連活動等、効率的な運営ができるよう支援するとともにピアサポートでの自主活動を支援する。
 - 7) ボランティア育成
養成講座終了後のボランティアとの交流活動やボランティア養成研修等を受け入れる。また、研修会等参加の呼びかけをする。
 - 8) 実習、視察研修等の受入れ
精神保健福祉士、社会福祉士資格取得のための施設実習や看護大学学生、研修医師等の地域実習の受け入れや各種団体等の視察研修等の受け入れをする。
- (2) 地域生活支援事業
- 1) 生活訓練事業の実施
パソコン体験教室(精神障がい、知的障がいの方等)、訪問パソコン講習(重度身体障がいの方等)を開催し、社会生活力を高め、自立生活を支援する。
 - 2) 出張ピアサロンの実施
視覚障がいや聴覚障がい、重度身体障がい等がある方の仲間づくりや社会参加の場として交流活動や文化芸術活動の機会を提供する。
 - 3) 精神障がいのある方の家族を対象に研修会、交流事業の実施
家族研修会を開催し、家族や支援者、地域住民が精神障がい、精神疾患についての理解を深める機会を提供する。また、家族交流会を開催し、家族どうしの交流や家族相談の機会を提供する。
 - 4) 地域交流・地域啓発事業の実施
障がい者団体や行政機関、住民グループ等と連携して、ふれあいまつり等の地域啓発事業、地域交流事業を実施する。
 - 5) 障がい者スポーツ活動の普及、啓発
他事業所と連携して、雲南地域スポーツ大会を開催する。

(3) コミュニケーション支援事業

聴覚に障がいのある方が、安心して手話通訳の依頼や相談ができるよう手話通訳者を設置し、コミュニケーションの支援をする。

1) 手話通訳者設置事業

聴覚に障がいのある方の公的機関や医療機関等でのコミュニケーションを支援する。また、市町主催の講演会等の手話通訳や派遣コーディネートを行う。

2) 手話通訳者、手話奉仕員派遣事業

手話通訳者、手話奉仕員の派遣コーディネートを行う。

3) 要約筆記奉仕員派遣事業

要約筆記者、要約筆記奉仕員の派遣コーディネートを行う。

4) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講習会を開催するとともに手話奉仕員の資質向上を図るため、スキルアップ研修を開催する。また、手話体験教室を開催し、地域での手話への興味、関心を増やし、手話の普及、理解を広める。

5) 要約筆記者養成研修事業

要約筆記者、要約筆記奉仕員のフォローアップ研修を開催する。

5. 運営の公開と合意形成

施設だよりやホームページを活用して運営情報等を公開する。

6. 利用者の人権尊重・苦情解決

いかなるときも利用者の基本的人権を尊重して業務に従事し、虐待防止に努める。また、苦情や意見等について、当会苦情解決実施要領に従って対応し、第三者委員会を設置して公平誠実な解決にあたる。

7. 非常災害対策

日頃から防災意識を持ち、災害時の緊急対応、支援が必要な地域生活者等の安否確認、避難支援等を行う。また、消防計画を策定し、日常点検により火災予防に努め、年2回避難訓練を実施する。

8. 関係機関との連携

行政機関、福祉サービス事業者、医療機関、障がい者団体、住民グループ等と連携して支援をする。

9. 職員の研修

職員の資質向上を図るため、法人内外の研修会への参加や自己学習を推進する。

令和4年度 児童発達支援事業所さくら教室 事業実施計画（案）

〔児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障がい児通園（デイサービス）・日中一時支援・療育等支援事業〕

事業の基本方針

- (1) 児童福祉法に基づき、障がいのある児童に療育を行うことで将来、より豊かな生活を送れるよう基礎的な身体機能、身辺自立、社会性の発達支援を行なう。また、より良い集団適応ができるよう保育所等への訪問支援を行う。
- (2) 日中において、一時的な見守り等が必要な障がいのある児童に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための療育を行う。
- (3) 障がい児通園（デイサービス）事業を受託し、早期の療育活動、社会学習活動などを行う。
- (4) 家族が児童の状況を理解・受容し、共に明るく生きていけるよう関係機関と連携し、相談、助言等の支援を行う。

I. 児童発達支援（未就学児）、放課後等デイサービス（就学児）、保育所等訪問支援

- 1) 家族の要望、児童の発達状況、日常生活や環境を把握し、「児童発達支援計画書」に基づき訓練、療育を行う。
- 2) 実施日・実施場所
月曜日から金曜日まで
（祝祭日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く。）
雲南市加茂町三代691-1
- 3) 職員体制
所長（管理者）1名（兼務） 児童発達管理責任者 1名（兼務）
保育士 1名 児童指導員 2名
- 4) 対象児別受入れ時間等（通園）

平 日	曜 日	時 間
未就学児	火、水、金	9：30～17：00
	月、木	9：30～15：30
就学児	月、火、木	15：30～17：00

夏休み等長期休暇時 行事振替休日等	曜 日	時 間
就学児	月～金	9：30～ 17：00

- 5) 保育所等訪問支援…雲南圏域の保育所等を訪問し、個々の発達の特性や配慮する点などの必要な助言を保護者及び担当職員へ行い、集団生活適応のための支援をする。

II. 障がい児通園（デイサービス）事業（島根県子ども発達支援事業を含む）

- 1) 就学相談会 年1回
講師を招き、就学を控えたお子さんを持つ保護者を対象に特別支援教育等についての説明会を開催する。また、保護者との個別相談、家庭支援を行う。
- 2) ペアレントトレーニング「発達が気になる子どもの家庭療育支援講座」 年6回
（令和4年9月～12月予定）10：00～12：00
保護者が「子どもとの関わり方」を学習する。支援アドバイザーとして島根県東部発達障害者支援センターウィッシュ、ペアレントメンターが参加。
- 3) ペアレントトレーニング フォローアップ研修 年1回
ペアレントトレーニング終了者が、定期的集まり、子育てについての意見交換、児童への関わり方について学び合う。

- 4) 「あそびのきょうしつ」 年12回 毎月1回 (令和4年4月～令和5年3月)
相談機関につながる前の児童、保護者(母)を対象に親子の触れ合い方を、親子での遊びを通じて伝える目的で開催する。
- 5) 医師による相談会 年3回
つわぶきクリニック医師との相談会の開催。
- 6) 保護者会活動支援
保護者会が企画する活動に対して支援を行う。
- 7) 奥出雲町、飯南町での療育支援
定期的に、奥出雲町、飯南町に訪問し児童、保護者、保育所職員等に相談、支援を行う。
- 8) 療育指導 ST年10回 OT年3回
つわぶき福祉会児童発達支援センターよりST、OTが来所し、対象児の集団指導を行う。
- 9) 行事活動
季節や伝統文化に触れ、味わう意味に加え、居住地域や利用日を越えて児童、保護者間の交流の事業を行う。

III. 雲南市日中一時支援事業

日中における活動の場を確保し、対象児を日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

IV. 島根県療育支援事業

- 1) 訪問療育事業
対象児の家庭等を定期的若しくは随時に訪問し、相談・指導を行う。
- 2) 外来療育事業
対象児とその保護者等に、外来の方法により、各種の相談・指導を行う。
- 3) 施設指導事業
保育所等の職員に対し、療育に関する技術の指導を行う。

V. その他

- 1) 運営の公開と合意形成
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 各連携協議会等への参加
特別支援教育連携協議会等への参加
奥出雲町特別支援連携協議会
飯南町特別支援相談ネットワーク会議
島根県障害者自立支援協議会発達障がい者支援支部会及び島根県発達障がい者支援地域協議会
島根県療育支援事業連絡協議会
 - ・ 広報誌を作成、利用者、関係機関に配布
 - ・ 保護者会への参加
- 2) 利用者の人権尊重・苦情解決
 - ・ いかなるときも利用者の基本的人権を尊重し業務に従事し、虐待防止に努める。
 - ・ 日頃から利用者の意見を傾聴し、相互の信頼関係を構築するとともに、苦情解決にあたっては当会設置の苦情解決実施要領に従って対応し、第三者委員会を設置して公平誠実に解決にあたる。
- 3) 非常災害対策
消防計画に従って対応し、日常点検により火災予防に努め、非常時に冷静な行動がとれるよう避難訓練を実施する。
- 4) 職員の研修
職員の資質向上を図るため、研修への積極的参加や自己学習の推進、施設内の研修を企画する。
- 5) 実習生の受け入れ
保育士、保健師等の体験実習を受け入れる。